

## 第28回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年10月30日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
9番 樋富 美行	10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	14番 川瀬 益栄
15番 舩越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

12番 増井 道宏 13番 服部 雅基

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	4区 柳生 敬治
5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三
7区 徳山 守	9区 吉成 秀明	10区 宮城 仁	

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

3区 中西 信之 6区 市山 賢光 8区 手塚 博 9区 濱田 武志  
10区 里村 雅博

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

### 議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」  
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」  
議案第3号「農用地利用集積等促進計画(一括)について」  
議案第4号「非農地証明願について」

### 報告

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
報告第3号「農用地利用集積等促進計画(集積)について」  
報告第4号「使用貸借権にかかる合意解約について」

総会開始 午後1時30分

**議長（青木会長）**

それでは、小松島市農業委員会 第28回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、2番朝日貴光委員、18番村岡宇都美委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、12番増井委員、13番服部委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（次長）**

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数5件、10筆でございますが、最後の整理番号5番の3筆につきましては、次の議案第2号の整理番号3番、営農型太陽光発電施設の案件に密接に関わる案件になるため、5条許可の説明の際に、併せて説明させていただければと思います。

青木会長、整理番号5番を議案第2号の整理番号3番と併せて説明し、一括審議とさせていただいてよろしいでしょうか。

**議長（青木会長）**

事務局から提案がありましたので、そのようにしてもよろしいでしょうか。

（※「異議なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号5番は後ほど、5条の案件と併せて説明し、一括審議といたします。

**事務局（次長）**

ありがとうございます。それでは、議案書を朗読いたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

**議長（青木会長）**

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計面積2,062㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。

譲渡人は申請地を相続したものの市外に住んでおり、農業もしていないことから、以前から譲受人とその家族が申請地の耕作をしていたとのことです。この度、以前から耕作をしている譲受人に農地を譲るということで話がまとまり、農地法第3条許可申請に至りました。

譲受人は、親子で耕作をしているということで、農作業歴は10年以上あるとのことです。通

作距離は0.95km、農業用機械はトラクター、耕耘機、田植え機、コンバイン、脱穀機を所有しています。

申請地の取得後は、これまでと同じく水稻を栽培する予定とのことです。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われまます。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いします。

#### 15番 船越委員

坂野の船越です。譲受人は、これまでずっとその田んぼを耕作しておりましたので、何ら問題はないと思いますので、ご審議を宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

引き続き、整理番号2番の説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号2番、畑1筆、面積187㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲受人は、自身が所有する農業用機械を、倉庫を借りて保管していましたが、その倉庫の貸借期間終了が近づいていることから、自身の倉庫を持ちたいと考えていました。その後、〇〇町で倉庫を所有している譲渡人と、土地建物の売買の話がまとまり、その倉庫がある土地に隣接している農地も併せて売買することとなり、この度の農地法第3条許可申請に至りました。

譲受人は自身と妻とで耕作をするということで、譲受人の農作業歴は60年以上あり、妻の農作業歴は30年以上あるとのことです。通作距離は0.1km、農業用機械はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、トラックを所有しています。

申請地の取得後は、元々果樹が植わっている部分はそのまま果樹を栽培し、残りの部分には野菜を栽培する予定とのことです。

また所有する農業用機械は、申請地と併せて取得する倉庫へ保管する予定とのことです。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われまます。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いします。

#### 15番 船越委員

はい。船越です。別にこれといった問題はないと思いますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

#### 議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。

整理番号2番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。

引き続き、整理番号3番の説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号3番、田1筆、面積1,617㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人は、自身の所有する農地の内、少し離れている申請地を手放すことを検討していたところ、申請地の近隣で耕作を行い、農地の拡大を考えていた譲受人との間で農地の売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請に至りました。

譲受人は夫婦で耕作を行い、農作業歴は夫婦ともに30年以上あるとのこと。通作距離は1.5km、農業用機械は、トラクター、耕耘機、田植え機、コンバイン、トラックを家族で所有しています。

申請地の取得後は、田としてこれまでと同様に水稻を栽培する予定とのこと。

なお、譲受人は農業のほかに、申請地の近くで、屋根工事等を営む会社の代表を務めておりますが、農業を主にしており、農作業に支障はないとのことでした。

また、譲受人は、配偶者の親族と同じ敷地で居住し、農作業は一般的に家族単位で行う部分があることから、調べたところ、配偶者の親族が所有している農地に、農地法の許可を経ず農地以外のものにしていただいていると思われる案件がございました。事務局が、指導したところ、今月の議案第4号で非農地証明願が提出されましたので、この度の3条許可にあたり、問題はないものと考え

ております。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われま。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の原委員さん、何か補足事項があればお願いします。

#### 6番 原委員

新居見町の原です。この間、現地確認と〇〇さんに話を聞いてきました。売り手の人は〇〇町の人で、耕作に遠いために買い手を探していました。田んぼの近くに〇〇さんの資材置場があるので、話がまとまったそうです。何ら問題はありませんでした。みなさま、ご審議のほど宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号3番の採決に移ります。

整理番号3番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号3番は、原案どおり許可といたします。

引き続き、整理番号4番の説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号4番、田3筆、合計面積5,961㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人は相続により土地を取得しましたが、自身は市外に住んでいることから農地を手放すことを考えていました。申請地のうち2筆を耕作していた譲受人に相談したところ、その2筆と、さらに近隣の1筆を追加して売買する話がまとまり、この度の農地法第3条許可申請に至りました。

譲受人は、農作業歴が20年以上あるとのこと。通作距離は2km、農業用機械は、トラクター、田植え機、コンバイン、脱穀機、乾燥機、トラックを所有しています。

申請地の取得後は、田としてこれまでと同様に水稻を栽培する予定とのこと。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がない

ことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われます。

以上でございます。

**議長（青木会長）**

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いします。

**8番 豊田委員**

田野町の豊田です。譲受人の〇〇さんは、去年ぐらいから耕作地を増やしている意欲のある方なので、きちんとしてくれると思いますので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

**議長（青木会長）**

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、整理番号4番の採決に移ります。

整理番号4番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

異議がないということですので、整理番号4番は、原案どおり許可といたします。

次の整理番号5番は、後ほどの説明となりますので、以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（局長）**

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は3件、5筆ですが、整理番号3番は、先ほどご説明したとおり、3条と併せて説明させていただきますので、議案書も後ほど、3条と併せて朗読させていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

**議長（青木会長）**

それでは、事務局より、整理番号1番の審議内容を説明してください。

**事務局（局長）**

整理番号1番、転用面積1, 477㎡、転用目的は中古品販売店でございます。

譲受人は、中古農機具類や金属類等の販売を手掛ける〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は〇〇町在住の〇〇。

譲受人である〇〇株式会社は7年前に起業し令和3年に法人となり古物商、金属商の許可を得

て〇〇市と〇〇市〇〇にて同業者の敷地を借りて経営していますが、今後の事業展開を考えて交通の利便性の良い、展示販売ができる広さの用地を探していました。譲渡人は今まで耕作を委託していたが、それができなくなり今後の農地利用について苦慮していたところ、譲受人と話がまとまったことから、今回の5条申請となりました。

申請地は〇〇駅より南へ約300メートルに位置する市街化調整区域内の農地ですが除外の必要がない農地でございます。

農地区分は生産性の低い小集団の農地であり、また、鉄道の駅より500m以内に存在することから第2種農地と判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、砕石を敷設しますが既存擁壁より低い位置までとすることから土砂等の流出はありません。

給水は上水道を北側隣道路より引き込む予定となっており、小松島市水道部と協議を行っている所でございます。排水については上水道を機械等の洗浄等に利用しますが油と水とを分離することができるグリストラップを使用し、集めた油を凝固させ廃棄物として処理いたします。雨水等は北側道路に道路側溝があり、ここへ排水することについて水路を管理している地元協議会より同意を頂いております。

また、土地改良区より承諾書の交付を受けております。

転用を行うために必要な資力については、造成費として600万円を予定しており、全て自己資金で行うとのことで残高証明書が提出されております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 5番 金西委員

はい。失礼します。失礼をして、議案第2号、整理番号1番の〇〇町字〇〇〇〇番〇〇について、説明いたします。何度か見に行った時は、まだ稲刈りが終わっていませんでしたが、今日も来る前に見に行ったら、稲刈りができておりました。それで、農地全体を見ることができましたので、特に異常はないと思いますので、どうかご審議宜しく願います。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番を許可相当とすることについて、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。

引き続き、整理番号2番の説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、転用面積528㎡、転用目的は農家住宅でございます。

申請者は市外在住の〇〇でございます。

譲渡人は高齢で農作業に苦慮していたところ、〇〇市の借家にて生活していた譲受人が実家の隣で、農業もできる場所を探していたことから、この度の5条申請に至りました。

申請地は、〇〇から東へ約60mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっています。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、山土にて嵩上げは行いますが、周囲には既存のコンクリート擁壁が存在し、それ以上の高さにはしないことから土砂等の流出はないものと思われま

す。排水については合併浄化槽で処理した後、東側道路側溝にて放流することを〇〇協議会より同意書を頂いており、転用に関しても地元土地改良区からの承諾書の添付がなされています。

転用を行うために必要な資力については、金融機関から融資証明書が発行されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

#### 議長（青木会長）

担当の山越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 10番 山越委員

立江の山越です。現地確認に行ってみりました。農家住宅の建設ですが、何も問題はないと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。

整理番号2番を許可相当とすることについて、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。

引き続き、整理番号3番及び議案第1号の整理番号5番の案件を併せて説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

先に、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、整理番号5番で、1件、3筆です。

なお、申し訳ございませんが、議案書の訂正がございます。申請地の所在の字は「〇〇」の「〇」が「《」に濁点になっておりますが、「《」に濁点の誤りでした。5条も同様に誤っております。お手数ですが、双方とも訂正をお願いいたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

#### 事務局（局長）

続きまして、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条の許可申請審議について」、整理番号3番、申請件数は1件、3筆です。申請地は、先ほどの3条と同じ地番になります。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

#### 議長（青木会長）

それでは、事務局から審議内容について説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号3番と、議案第1号の整理番号5番につきましては、関連する内容となりますので、併せてご説明させていただきます。

まずは、農地法第5条の内容をご説明いたします。

整理番号3番は営農型太陽光発電施設の一時転用の更新であります。

使用借人は営農型太陽光発電を手掛ける株式会社〇〇で、使用貸人は〇〇町在住の〇〇でございます。また、下部農地の耕作者は農地所有者、〇〇より旧制度の利用権の設定を受けた株式会社〇〇です。

この申請は令和〇〇年〇〇月〇〇日に農地転用の不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、3年間の期限で営農型太陽光発電設備の一時転用で県より許可を受けました。そして、令和〇〇年〇〇月〇〇日第〇〇回総会にて更新申請を審議し、令和〇〇年〇〇月〇〇日までを期限とする一時転用許可となったことから、この度2回目の更新申請となります。

なお、前回の5条許可申請時には、農地法第3条の規定による地上権の設定の許可申請を同時にお諮りするところ、当事者間で営農型太陽光発電事業が終了するまで地上権設定の契約ができていれば、3条の許可はいらぬものとして運用の解釈を誤っており、同時にお諮りできておりませんでした。今回は、併せて提出していただいております。

転用面積は田3筆、合計面積3,450㎡の内、支柱を設置する部分の面積2,756㎡となります。

申請地は〇〇より南へ約850mに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は基準等を満たす場合には設置が可能となっております。

申請地は、農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。

また、地域計画内であることから併せて市へ問い合わせしておりますが、事務手続き上、まだ支障なしとの意見はいただけてはおりませんが、担当からは支障がない旨の見込みを聞いております。

太陽光発電設備下部での水稻の栽培状況については、収量報告書及び農作物の状況報告書には収量が10アール当たり478kgあり徳島県の平均収量462kgに比べ103%の収量となっています。この結果からこの圃場において34.79%の偏光率でも育成に十分な照度の確保はできているとあります。

また、知見を有する〇〇に勤める者において、この圃場では耕うん、代かき、植付け後の水管理や除草を適切に行われている。品質に関してはパネル下以外で3等米、パネル下では2等米の評価を得たことから、夏場の直射日光をある程度遮光する事が有効であったと考えられる等の意見書が提出されています。

周辺農地への影響については現在も造成等行わず、転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないと考えます。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。整理番号3番については、許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えております。

また、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。

それでは、続きまして議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」の説明に移ります。議案書2ページへお戻りください。

整理番号5番、1件、3筆、全て田で、合計面積が3,450㎡、それぞれの農地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権を設定するものです。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定めて、工作物を所有するために設定する権利で、工作物は、太陽光発電設備施設ということになります。ご自分の農地に、ご自分で営農型太陽光発電施設を設置しない限り、工作物、今回は太陽光発電施設ですが、これを維持管理するため、区分地上権の設定が必要となることから5条許可と同時に3条許可申請が提出されました。

この区分地上権の設定の許可基準としては、通常の3条許可の要件である、所有する農地すべてを耕作することや農業の経験、耕作日数、農業用機械の所有状況、通作距離などの要件、つまり耕作をするための要件を満たす必要はございません。許可基準は2つございまして、1つ目は、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、2つ目は、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていること、でございます。

この2つの判断基準のうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、先ほどご説明した5条の一時転用許可の判断の際にも確認することとなっておりますが、造成等を行っていないため、特に問題はないものと考えます。また、万が一、太陽光発電施設の設置により被害が生じた場合には、権利の設定を受ける者（転用者）が責任を持って解決することです。

次に、賃借人等の権利者の同意の有無についてですが、先ほども触れたとおり、申請地には、株式会社〇〇に使用貸借権が設定されております。3条許可申請にあたり、耕作者である株式会社〇〇の同意を得ておりますので、3条許可にあたって問題はないと思われれます。また、3条の許可日と許可の期間につきましては、5条許可の内容に併せるという形となります。

以上のことから、5条に付随して申請しております、議案第1号の整理番号5番につきましても、許可要件を満たしていると考えます。

それでは、議案第1号の整理番号5番及び議案第2号の整理番号3番の案件について、一括審議を宜しくお願いいたします。  
以上でございます。

**議長（青木会長）**

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**15番 船越委員**

坂野の船越です。現地確認したところ、別にこれといった問題はなく、営農もきちんとできていたと思うので、宜しくお願いいたします。

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、議案第1号の整理番号5番及び議案第2号の整理番号3番の採決に移ります。  
ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

異議がないということですので、議案第2号の整理番号3番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。議案第1号の整理番号5番は、県の許可が出るまで保留とし、県の許可に併せて、許可することとなります。  
以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（次長）**

議案書の4ページをお願いいたします。  
議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、申請件数は28件、75筆です。

◆議案書にそって、権利の設定をする者、権利の設定を受ける者、権利の設定をする農用地を朗読

農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）につきましては、地域計画の策定後、小松島市では、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条第11項の規定により、農業委員会が徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）に計画作成の要請を行うことになっております。

公社に、促進計画の作成を要請するに当たり、支障がないかどうかの判断基準といたしまして、機構法第18条第5項に規定がございますが、これは受け手の経営形態によって、基準が変わりまして、今月の受け手は、農地所有適格法人と個人経営の農業者となります。

農地所有適格法人の場合の判断基準は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、でございます。また、個人の農業者の場合は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることと耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、となります。

今月の案件の受け手の方は、5ページから9ページの一覧表をご覧くださいますと、24から26番、47から49番、51から75番の法人は、すべて農地所有適格法人となります。それ以外は、個人の農業者になります。また、1番、24から26番、28から33番、47から49番、52から75番は、個人と法人の違いがございますが、すべて認定農業者でございますので、これらの方は、要件をみたしているものと思われまます。

それ以外の方、2から23番、27番、34から46番、50番、51番の方々は、認定農業者ではないのですが、添付書類の耕作面積や農業用機械の所有状況、耕作従事日数の状況から要件を満たしているものと考えます。

以上のことから、今月もすべての農地について要件を満たしていると思われるため、公社に促進計画の策定を要請したいと考えております。

なお、促進計画の策定に当たり、地域計画内の農地は、市農林水産課に地域計画に支障がないか意見を聴取する必要があり、該当の農地（今月の案件では、1から35番、38から44番、47から66番、68から75番）について、事務局より、事前に担当課に照会し、支障はないとの回答を得ております。

それでは、促進計画の作成の要請について、ご審議をお願いいたします。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移りますが、その前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、利害関係者の一柳委員さん、退席をお願いいたします。

（関係委員、退席）

#### 議長（青木会長）

それでは、採決いたします。

農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。

それでは、利害関係者の復席をお願いいたします。

(関係委員、復席)

#### 議長（青木会長）

以上で議案第3号を終了いたします。

引き続き、議案第4号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

議案書の11ページをお開きください。

議案第4号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

#### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。

田1筆、面積550㎡の内191.2㎡、宅地としての非農地証明願になります。

この度、議案第1号整理番号3番にてご審議いただきましたが、同一敷地内に居住する親族が新たに農地を購入する計画をたてたところ、農地法の許可を経ず農地以外のものにしていたことが判明したことから、非農地証明願の提出となりました。

申請地の隣接地に平成12年に住居を建てた際、申請地を庭及び駐車場に外構工事を行い現在の状況となっています。また、残地については農地のまま維持することになっています。

それらの事は平成16年3月10日付けの国土地理院の航空写真において確認できています。

このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である原委員、松本委員には事前にご確認いただいております。

これらのことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

#### 議長（青木会長）

担当の原委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 6番 原委員

新居見町の原です。現地確認に行ってきました。自宅を建設したときに埋め立てて、車庫と倉庫にして、今使っています。今は宅地になってしまっているので、やむをえないと思います。みなさま、ご審議をお願いします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。  
整理番号1番を非農地として承認することについて、採決いたします。ご異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番の非農地証明書を交付いたします。  
以上で議案第4号を終了いたします。  
以上で議案についての審議を終了いたします。  
それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農用地利用集積等促進計画（集積）について  
報告第4号 使用貸借権にかかる合意解約について  
議案外について事務局より報告をお願いします。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページをお開きください。  
報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数2件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番、田2筆、合計転用面積2,606㎡で、一時転用で、仮土置き場、資材置き場、駐車場等として使用することと、5条届出が提出されました。目的は、新小学校建設工事に伴う仮土置き場等ということです。一時転用期間は、10月1日から来年の3月31日までの半年間となっております。

続きまして、整理番号2番は、田1筆、面積1,124㎡で、分譲住宅地としての5条届出となります。届出地は、届出の提出前に、隣接していた〇〇〇〇-〇〇を合筆しております。

なお、現地は、〇〇の東側にあり、昨年、同じ譲受人が今回の届出地のすぐ近くで住宅として5条届出の手続きをしております。

今回の2件の届出の処理にあたり、現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の13及び14ページをお開きください。  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数6件、11筆です。  
なお、この関連で、議案書の目次の部分で、報告第2号の件数と筆数が、「7件、12筆」となっておりますので、「6件、11筆」に訂正をお願いいたします。訂正が多く、申し訳ありません。

また、整理番号1番と2番は、全く同じ地番となりますが、これは、整理番号1番で耕作をしていた〇〇さんから、仲介していた徳島県農業開発公社に戻し、整理番号2番で、徳島県農業開発公社から所有者の〇〇さんに戻したということとなりますので、このような表記となります。  
重複する地番は、朗読を省略とさせていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

報告第3号「農用地利用集積等促進計画（集積）について」、報告件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、権利の設定をする土地、権利の設定をする者、農地中間管理機構、設定する権利を朗読

今回のご報告は、促進計画の「一括」ではなく「集積」となっております。これは、土地所有者が、徳島県農業開発公社に農地を預けるということで、これを農地中間管理権の設定といいますが、この権利を設定したことを徳島県が公告してありまして、その通知が、農業委員会にございましたので、総会でご報告させていただいております。

以前に、促進計画は、「一括」、「集積」、「配分」と3つの種類があるということをご説明しておりましたが、このうちの「集積」につきまして、徳島県農林水産政策課に確認したところ、この農地は、〇〇地区で行われている圃場整備事業に、新たに追加される農地であり、事業に追加するために、「集積」で、公社の農地中間管理権を設定する必要があったため、ということがございます。今後、圃場整備事業の工事が完了した後、耕作者を設定する手続きが行われる予定であるとのことでした。

県によると、今後も、この「集積」は、圃場整備事業に伴うもの以外では、実施しないということでした。「集積」は、農業委員会を挟まずに、県と公社の間で書類の作成や手続きを行い、公告後に、農業委員会に通知がまいりましたが、圃場整備の工事が完了し、公社から耕作者の方に貸し付ける、「配分」の際には、農業委員会に、耕作者についての意見を聴くということでした。

つまり、流れとしては、促進計画の「一括」は議案、「集積」は議案外、「配分」は議案になり、「集積」と「配分」はほぼ案件がないということになるかと思われそうです。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

報告第4号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、合意解約日を朗読

使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

**議長（青木会長）**

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。  
何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。  
以上で、本日の審議はすべて終了いたします。  
この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

終了時刻 午後2時25分

会議録署名委員 2番 朝日 貴光 委員 18番 村岡 宇都美 委員